

【風水害等応急・復旧・復興対策】

第3編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 公共施設等の復旧

各部局は、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、復旧に努める。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 災害復旧事業計画の作成	各部局							
第2 災害復旧の種類	—							
第3 事業実施に伴う国の財政援助等	—							

《対策の展開》

第1 災害復旧事業計画の作成

復旧事業計画の作成にあたっては、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、府と十分協議し、計画の立案に努める。なお、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

また、計画立案にあたっては、復旧完了予定時期の明示に努める。

第2 災害復旧の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 中小企業の振興に関する事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

第3 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業の実施にあたって、法律等に基づき国が負担又は補助する事業は、次のとおりである。

法 律 等	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	公園、河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害によって特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害によって必要となった廃棄物処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
道路法	道路の復旧
河川法	河川の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
障害者総合支援法	障害者支援施設等施設復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧
砂防法等	土砂災害防止対策

第2節 激甚災害の指定

甚大な被害が発生した場合は、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 激甚災害指定の 手続	本部事務局、大阪府							
第2 激甚災害法に定 める事業	—							

《対策の展開》

第1 激甚災害指定の手続

1 激甚災害の指定

府は市の実施した被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

2 特別財政援助の交付手続き

本部長（市長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに特別財政援助の交付に関わる調書を作成し、府に提出する。

第2 激甚災害法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業

- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- (14) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (4) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に関する補助
- (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 特定大規模災害

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府に対し、市に代わって工事を行うことを要請する。

第4節 り災証明の発行

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、り災証明の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 り災台帳の作成	調査班							
第2 り災証明書の発行	調査班							

《対策の展開》

第1 り災台帳の作成

市長は、被災状況を調査のうえ、り災台帳を整備し、必要事項を登録する。

- 1 調査班は、家屋台帳及び住民基本台帳から全世帯について、り災台帳を作成する。
- 2 調査班は、建築班が行う建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

第2 り災証明書の発行

本部長（市長）は、被災者に対し必要があると認めた場合は、り災証明書を発行する。

- 1 り災証明書の発行について被災状況が確認できない場合は、とりあえず本人の申告に基づき、り災届出証明書（被災者自身が被災内容を市へ届け出たことを証明する）を発行する。この場合、その後の調査によって確認した場合は、り災証明書に切替え発行する。
- 2 り災証明書の発行は、1回限りとする。やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

第5節 被災者の生活確保

被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付、職業のあっせん及び住宅の確保等を行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 災害弔慰金等の支給	福祉対策班							
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付	福祉対策班、建築班、門真市社会福祉協議会							
第3 市税等の減免・徴収猶予等	各部局							
第4 住宅の確保	建築班							
第5 被災者生活再建支援金	福祉対策班							

《対策の展開》

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

市は、「門真市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、及び自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金を支給する。

2 門真市災害見舞金の支給

市は、「門真市災害見舞金等支給条例」に基づき、被災世帯に対して災害見舞金を支給する。

※資料14-1 「門真市災害弔慰金の支給等に関する条例」

資料14-2 「門真市災害見舞金等支給条例」

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

災害によって住居、家財等に被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

1 災害援護資金の貸付

自然災害によって府域に災害救助法が適用された場合、被災世帯の世帯主に対し、

「門真市災害弔慰金の支給に関する条例」の定めるところにより、生活立て直しのための災害援護資金を貸し付ける。

※資料14-1 「門真市災害弔慰金の支給等に関する条例」

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

府の「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、門真市社会福祉協議会が窓口となって、門真市内居住の低所得者世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更正するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

3 住宅復興資金

府と協力・連携し、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け低利融資の制度適用が、該当する市民に対し迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

第3 市税等の減免・徴収猶予等

1 市税の減免措置等

地方税法、市税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

(1) 期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等又は市税を納付若しくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納税者又は特別徴収義務者が徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められる場合は、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき1年以内の期間を限り、その徴収を猶予する。

(3) 減免

災害による被災者に対して、被害の程度により個人の市民税・固定資産税の市税を一定の範囲で軽減又は免除する減免措置を講じる。

2 国民健康保険料の減免等

(1) 徴収猶予

災害によって資産に損害を受けた納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合は、その申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内の期間を限り、徴収猶予する。

(2) 減免

災害による被災者に対し、その申請に基づき被災の状況に応じ保険料を減免する。

3 介護保険の特例

被災した市民に対して、認定更新申請期限の周知、サービス費等の額の特例措置を講じる。

4 その他徴収金の減免等

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき減免する。

※資料14-3「災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例」

第4 住宅の確保

府及び関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用、仮設住宅等の提供等によって支援する。

1 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定するとともに、その計画推進に努める。

2 公共住宅の供給促進

民間、府、住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家もしくは建設中の住宅について、可能な限り被災者の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対して特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。

3 民間賃貸住宅の建設支援（大阪府民間賃貸住宅建設資金利子補給制度等）

府は、住宅金融支援機構を利用し、府が定める基準を満たした優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災者の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

4 災害住宅に対する融資

災害が発生した場合、被災者に対する災害住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構が行う融資制度「災害復興住宅建設、補修資金の貸付」、「災害特別貸付」を積極的に利用して、早急に被災地の再生を図る。

5 災害都市借地借家臨時処理法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第5 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 制度の対象となる自然災害・地域

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火及びその他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象地域は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅

全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）

(3) 制度の対象となる被災世帯

自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

以下の2つの支援金の合計額とする。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【被災者生活再建支援金の支給額】

（単位：万円）

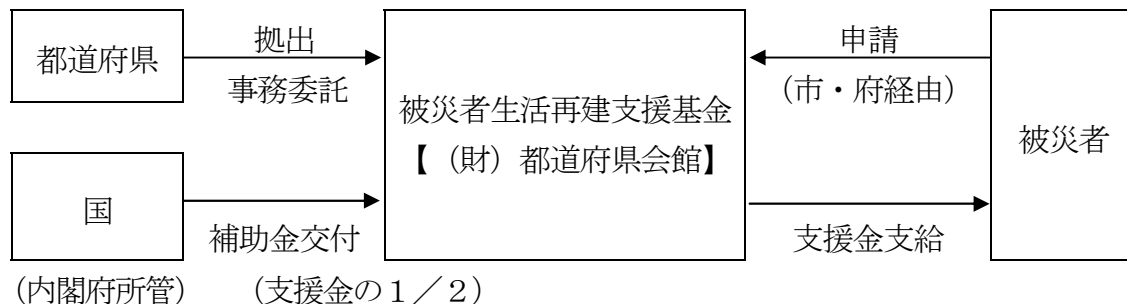
世帯区分	住宅の被害程度	基礎支援金 ①	加算支援金 ②	計 ①+②
複数世帯 (世帯人員が2名以上)	大規模半壊 以外	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
単身世帯 (世帯人員が1名)	大規模半壊 以外	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75

※単身世帯は、それぞれ複数世帯の3/4の額となる。

※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合の加算支援金は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



第6節 中小企業の復興支援

災害によって被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等の対策が国・府によって講じられる。

市は、これらの対策が迅速かつ的確に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各部署、関係機関及び団体等の協力を得て、必要なPR活動を積極的に行う。

項目	実施担当機関	発災前	発災後	3時間～	24時間	3日～	7日～	1ヶ月
			～3時間	24時間	～3日	7日	1ヶ月	～
第1 資金需要の把握・調査	商工農政班、守口門真商工会議所							
第2 中小企業者に対する金融制度の周知	商工農政班、守口門真商工会議所							

《対策の展開》

第1 資金需要の把握・調査

府が行う中小企業関係の被害状況の調査等について協力する。

第2 中小企業者に対する金融制度の周知

商工会議所やその他関係団体を通じて、府や金融機関が行う災害時の特別措置等について中小企業者に周知する。

1 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2 大阪府の災害等対策資金復旧資金緊急融資及び経営安定資金

被災した中小企業者等に対し、災害復旧または経営安定のための資金を貸し付ける。

第7節 農業関係者の復興支援

災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対し復旧を促進し、農業の生産力に回復と経営の安定化を図るため、府が政府系金融機関及び一般金融機関に対して特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が行われる。

市は、これらの融資制度についてPRするとともに、農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者に対する融資適用を実施する。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 資金の融資措置	商工農政班、北河内農業協同組合							
第2 融資制度の周知	商工農政班、北河内農業協同組合							

《対策の展開》

第1 資金の融資措置

農業協同組合等の協力を得て、被災した農業関係者等に対する融資適用が、迅速かつ的確に行われるよう措置を講じる。

第2 融資制度の周知

農業関係団体を通じて、国・府が行う災害によって被害を受けた農業者又は組合等に対する融資制度について周知する。

1 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

- (1) 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

2 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第2章 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。

項目	実施担当機関	発災前	発災後 ～3時間	3時間～ 24時間	24時間 ～3日	3日～ 7日	7日～ 1ヶ月	1ヶ月 ～
第1 復興に向けた基本的な考え方	各部局							
第2 本市における復興に向けた取組み	各部局、大阪府							

《対策の展開》

第1 復興に向けた基本的な考え方

市域に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりをめざす。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第2 本市における復興に向けた取組み

1 市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

2 市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定める。

また、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図られるよう調整する。

3 市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、市民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他市民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項